

昼休みを使った短時間の説明では 説明責任は果たしていない！

—法人主催の退職金減額改定の説明会—

1月15日昼休みに、退職手当引き下げに関する説明会がセンターホールで実施されました。法人側からは古山学長、森迫理事、山下理事の3名が参加し、資料（「退職手当支給基準の改定について」）をもとに説明を行い、フロアからの質問を受け付けました。教職員にとって貴重な昼休み時間帯に設定し、最初から終了時間も区切るなど、重大な就業規則改正を周知するにはあまりに不十分な説明会であり、参加者はたった20名に過ぎませんでした。

法人からまず、（昨年8月の閣議決定と11月の退職手当法改正という）引き下げの背景について説明があった後、引き下げを実施する「判断要因」が説明されました。要因として5点が提示されましたが、「国家公務員の退職手当が官民較差解消のために引き下げられるが、本学としてもそれに準じる」というただ一点を分けて示しただけのものでした。その後、段階的引き下げを実施していくことや、退職手当の計算方法について淡々と説明が行われました。

これに対してフロアから意見・質問が出されました。はじめに、「過半数組合との数回の交渉で一定の結論を得た」という報告に対して、組合委員長は「正式な団体交渉は2回のみであり、それも今年度退職者への緊急の対処に終始しており、引き下げ自体の説明には全く同意していない」と反論しました。

あわせて組合委員長から、労働者の不利益になる引き下げには、労働契約法上、高度な必要性がなければならないこと、財務諸表提示の必要性があり、代償措置や緩和措置も必要と法律や判例に明記されていることが指摘されました。これに対して、法人側は退職金が支給される仕組み（特殊要因運営費交付金が法律で定められた分だけ配分される点）を述べ、引き下げ分を法人側が補てんするのは物理的に無理であるという型通りの回答でした。

次に、学長や法人による努力について質問が出ました。法人化に際して、教職員の退職金分は国に預ける形で引き渡されたはずで、減額の不当性について、学長が国大協などを通じてアピールするなど何らかの努力をしたのかという質問に対して、学長は「退職金に手を付けるというのは大変なことであり、事実上、国家が破産していることを意味する」「退職金は本省側から法の範囲で支給されるもので努力のしようもない」と回答しました。

さらにこれに関連して、フロアからは、「法人役員自身の退職手当や給与は、どの程度引き下げされているのか」という質問が出ました。法人の回答は「役員の退職手当は1月1日付で引き下げ実施になっているが、引き下げ率は国家公務員に準じて行っている。給与引き下げも4月から行っているが、やはり国家公務員に準じた率を適用している」というものでした。国がダメだからという理由で頑張ろうがないというのではなく、頑張りようが違うのではないかという厳しい指摘もフロアから出さ

れました。

上記のように、法人からは型通りの説明と回答がなされました。しかし、それに加えて、国家財政破たんの話や理事自身が不安に思っていること、さらには学長から「努力のしようがない」といったあきらめに似た発言があり、法人の大学運営に対する自信のなさを印象付け、参加者をただ不安にさせるだけの結果となったように思われます。法人側は退職金問題を含めて、今後の経営や大学運営について教職員に明確に説明していく必要があるのではないかと思います。

<質疑応答の概要>

(教職員) 労働者の不利益になる引き下げは、高度な必要性がなければならないこと、組合との話し合いを経ることなど、使用者の責任であることが明記されている。財務諸表の提示なども必要であると思われるし、代償措置や緩和措置が必要であることも明記されている。裁判の判例で合理性が認められなかった事案もある。その点をどう思うか。

(理事) <本学の財務内容について>

本学の運営費は82億円であるが、そのうち42億円が人件費である。これを収入でまかなうが、国からの交付金と国立大学の授業料収入と科研費などの外部資金ということになる。

<退職金の仕組みについて>

退職金は特殊要因運営費交付金という形で支給される。国の法律で定められた範囲内分だけが支給される。引き下げ分を補てんするとすると、法人がもちだして支払うことになるが、数億単位で捻出することになり、物理的に不可能である。教育研究費で捻出するというのも、国税が投入されている法人であることを考えると、許容される範囲があると考えている。

(教職員) 法人化の際に、教職員の退職金は、退職給与引当金に相当するものとして、国に預ける形で引き渡されたはずである。

これを削るということは、教職員が何か特別に働きが悪いということを学長が認めたことになる。そうでないとすれば、学長として国大協なりを通じてアピールする必要があると考えるが、何らかの努力はあったのか。

(理事) 法人化の際には、その時点で国には支払い債務があったが、法人化後何年も経過している。国は法人化後、法人に移行する職員の名簿を管理し、国の基準に従うのであれば、国家公務員として在職したものとして退職金を支払うことになっている。(法人の職員も退職金法の改定に従うことでそれが支給される)

(学長) 退職金は自分たちの手元で積みあがっているわけではなく、本省側にあるという点が大事である。本省側が法の範囲で支給してくる。努力のしようがない。実際には、退職金に手を付けると言うのは大変な事態で、国が破産しているということである。ギリシャとまではいかないが、国家の財政危機である。

(理事)・学長としては言いにくいと思うので代わりに話すが、学長は外に出られて、教職員の苦しい事情について訴えている。

・今年3月末退職の方のように、職員の場合には、再雇用などの措置はとっていく。

(教職員) 法人側も努力されていると思うが、役員の方々の退職手当の引き下げ、また給与の引き下げはどの程度されているのか。

(理事) 退職金引き下げについては、1月1日実施で、率は国家公務員に準じるものとなっている。給与減額については、4月から実施しており、これも国家公務員に準じた率になっている。

(教職員) 法人化の際に、退職金は移行されると説明を受けて安心していましたが、今回のようなことになった。今後にもこのようにだまされていくのではないかという気がする。国がダメだから我慢するというのではなく、頑張りようが違うのではないか。また、退職金削減を突然打ち出されて、生活のことも非常に不安であった。職員には非常に切実な問題である。違う種類の支援が必要ではないか。

(理事) 職員の方々の不安もよく理解している。自分たち役員自身も実は不安である。